

公共下水道の誤接続について

平成 29 年 3 月 15 日
秦野市上下水道局

1 個人宅における公共下水道汚水の誤接続について

1 概要

平成 28 年 5 月 1 日付けで公共下水道処理開始の告示をした曾屋地区にある個人住宅において、敷地内の公共下水道汚水の工事を行いました。誤って雨水ますに接続したため、この家屋から排出された汚水がそのまま雨水管を経て、加茂川に流入したことを確認しました。

この住宅地のある地域は、平成 27 年度に汚水管きよを整備した区域で整備工事が完成したため、処理を開始したところでした。

市の告示後、住宅の所有者から委任された市の指定工事店が市に対して、公共下水道汚水に接続する排水設備新設等確認申請を提出し、平成 28 年 5 月 11 日に市が確認し、同月 28 日に工事が完成、6 月 14 日に市が検査を行いました。この検査後に工事を行った指定工事店から誤って雨水管に接続した可能性があるとの連絡が市に入り、16 日に現地を確認して判明したものです。したがって、20 日間汚水が河川に流入していたこととなります。判明して直ちに雨水ますから汚水ますに繋ぎ替え工事を行いました。

2 原因

指定工事店からの排水設備新設等確認申請において、宅内の汚水の排水設備を雨水ますに接続する必要がありましたが、設計図の記載に誤りがあり、雨水ますへの接続となっていたことを見落とし、市が確認し、検査を合格としたことにあります。

3 再発防止策

- (1) 排水設備新設等確認申請の審査において、敷地内の汚水ますと雨水ますの位置を公共下水道の管網システムで確認すること。また、市の検査において、排水設備新設等確認どおりであるだけでなく、誤接でないかを慎重に確認すること。
- (2) 市指定の下水道工事店には、現地をよく確認し、下水道法を遵守した適正な排水設備新設等確認申請書を作成するよう、十分に指導します。また、下水道法等の法令順守に対する注意を指導します。

2 店舗における汚水管の誤接続について

1 概要

鶴巻地区で、ある店舗の汚水管が誤って雨水管に接続され、約 6 年間、汚水が大根川へ流出していたことが、平成 28 年 11 月 8 日に分かりました。

これは、下水道未整備箇所の整備のための調査を進めていた中で分かったもので、11

月 10 日、汚水の接続先を雨水管から污水管に切り替える工事を完了しました。

2 原因

平成 22 年 12 月、この店舗から浄化槽を公共下水道に切り替える排水設備工事の申請書が施工業者を通じて提出されましたが、当時の市担当職員は、この店舗が平成 5 年の開店当時から、集中合併処理浄化槽方式で汚水処理していた地区内にあり、平成 13 年からこの地区が公共下水道に接続されたことで污水管に接続されているものと誤認しました。そのため、浄化槽の撤去工事のみ行われ、完成検査においても、同担当職員は、合格の事務処理をし、当時の上司職員も、同担当職員の誤認に気づかず、合格の決裁をしました。

3 再発防止策

集中合併処理浄化槽で汚水処理される地域及びその周辺での排水設備工事については、開発書類や公共下水道受益者負担金の賦課台帳も確認し、工事内容を厳重に審査します。

上下水道局 営業課 0463-83-2111